

指定給水装置工事事業者指定申請に必要な書類

| | | |
|-------|---|---|
| 申請用紙 | 1. 指定給水装置工事事業者指定申請書（表面）（様式第1） | |
| | 2. 指定給水装置工事事業者指定申請書（裏面） | |
| | 3. 誓約書（様式第2） | |
| | 4. 機械器具調書（別表） | |
| | 5. 給水装置工事主任技術者選任届出書（様式第3） ※選任するとき | |
| 添付書類Ⅰ | 6. 写真（A4用紙に貼付） ① 商標を含む事業所の外部全体と内部及び資材置場等の写真 ② 機械器具調書（別表）で記入した工具全てを確認できる写真 | |
| | 7. 給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの（免状又は技術者証の写し） ※ 給水装置主任技術者の雇用を証明出来るものの写しも添付すること （健康保険証、賃金台帳、源泉徴収書 等） | |
| | 8. 地図（事業所の所在地を表示した付近見取図【A4判】） ※ 事業所の住所が登記事項証明書や住民票に記載のない場合は、 事業所の証明の写し（登記事項証明書、他市町村の指定証、賃貸契約書又は公共料金の支払書の写し等）を提出 | |
| 添付書類Ⅱ | 法人 の場合 | 9. 会社法人用の登記事項証明書 ※ 現在事項証明書の写し ※ 交付日から3か月以内のもの 10. 定款 |
| | 個人 の場合 | 9. 住民票 ※ 原本 ※ 交付日から3か月以内のもの |

【手数料】

指定手数料 15,000円

【指定日について】

- ・ 新規申請を不備なく提出され、手数料を納められましたら、毎月15日締め切りで翌月の1日に指定しますので、指定日以降に受け取りに来てください。

【申請手続き】

1. 新規申請の受付は、高砂市上下水道部 技術管理室 管きょ課 給排水設備係で随時受け付けます。
2. 受付時間は、午前9時から午後4時まで（正午から午後1時・国民の祝日・年末年始の休日を除く月曜日から金曜日）
3. 申請用紙のサイズはA4タテです。
4. 高砂市では指定の申請受付は持参のみです。（FAX・郵送での申請用紙配布及び申請受付は行っておりません。）
5. 申請書等については、楷書で丁寧に記入してください。フリガナの必要な箇所については、必ず記入してください。提出書類が不足している場合は受付できません。

【申請書類の記入方法】

指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1）

| | 個人 | 法人 |
|----------------------|---|--|
| 「申請者」欄 | 「住民票」のとおり記入する。 | 「登記事項証明書」のとおり記入する。 |
| 「役員」欄 | 記入不要 | 代表取締役から全ての役員を記入する。 |
| 「事業の範囲」欄 | 所得税の確定申告書等を参照にして記入する。 （給水装置に関する事業）※ | 登記事項証明書の目的欄を参照にして記入する。 （給水装置に関する事業）※ |
| 「事業所の名称・所在地」欄 | 表面の「申請者」と同じ場合でも記入する。 | |
| 「給水装置主任技術者の氏名・交付番号」欄 | 1名以上記入する。 免状の交付番号も記入する。 | |

※ 給水装置に関する事業のみ記入する。（土木工事業、建築工事業等は不可）

機械器具調書（別表）

4種類に分類して、それぞれの機械器具を必ず1種類以上記入する。

給水装置に関する器具のみ記入する。（車両、レベル、ホールソー等は不可）

【指定の基準】

| |
|---|
| <p>(1) 事業所ごとに、給水装置工事主任技術者を1名以上おく者であること。</p> <p>(2) 次の機械器具を有する者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>管の切断用の機械器具</u>・・・金切りのこ等 ・ <u>管の加工用の機械器具</u>・・・穿孔機、やすり、パイプねじ切り器等 ・ <u>接合用の機械器具</u>・・・トーチランプ、パイプレンチ等 ・ <u>水圧テストポンプ</u> <p>(3) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>イ 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>ハ 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>ニ 水道法により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者</p> <p>ホ 給水装置工事の業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>ヘ 法人であって、その役員のうち上記のいずれかに該当する者があるもの</p> |
|---|

【申請場所】

高砂市上下水道部 技術管理室 管きよ課 給排水設備係
〒676-8501
高砂市荒井町千鳥1-1-1
TEL 079-443-9044（直通）
FAX 079-442-5975